

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第34号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

別表第17項第 2 号中「第 2 条第 7 号に定める公衆浴場」を「第 2 条ただし書に定める一般公衆浴場」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）条例第 4 条第 4 項に定める衛生措置等の基準の緩和に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。